

## 規制改革に関する答申～経済再生への突破口～（平成 25 年 6 月 5 日）（抄）

## a プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方

【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論を得次第措置】

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法については、大別すると材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法の二つがあるが、循環型社会形成の観点や、プラスチックからプラスチックがリサイクルループとして望ましいという観点から、現在の入札制度となっている。この方式は、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合報告に基づき設定されたものであるが、当該報告においては、環境負荷、経済コストといった観点から各手法を評価したうえで、容器包装リサイクル法の次期見直しの際に現行の取扱いを見直すことを前提に、引き続き、容器包装リサイクル法（以下「容り法」と略称する。）の次期見直しまでの間は、現行方式を維持することとしているところである。したがって、平成 25 年 4 月に容り法附則に基づく見直しの時期が到来したことを踏まえ、所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。

その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。